

### 迷路データベース (Maze data base; Mase DB) 利用規程

令和04年03月01日

改正 令和04年09月30日

改正 令和04年11月14日

最近改正 令和05年09月01日

(目的)

第1条 本規程は、熊本高等専門学校・生物化学システム工学科・生命情報学研究室(以下「開発者」という。)が提供する「迷路データベース(Maze data base; Maze DB)」(以下「本データベース」という。)の公開及び本データベースに掲載されている情報を使用する者(以下「利用者」という。)の本データベースの利用に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「データベース」とは、数値、画像及びその他の情報の集合体を 指し、それらの情報を検索することができるよう、体系的に構成し実用に供しうる条件 を備えたものをいう。

### (利用規程の同意)

第3条 利用者が本データベースを利用した場合、本規程に同意したものとみなす。

#### (権利の帰属)

第4条 本データベースに掲載されている情報に関する著作権及びその他の権利について は開発者に帰属又は開発者の所属組織の規程が定めるところに従う。

#### (UGCの取扱い)

第5条 利用者が、本データベース上の投稿その他の方法で送信したコンテンツ(静止画、動画、文字情報その他一切の情報)に関する著作権(著作権法第27条及び同28条に規定する権利を含む。)については、利用者に帰属するものとする。ただし、利用者は、コンテンツの送信時に、開発者に対し、日本国内外において、当該コンテンツを無償かつ非独占的に使用することを許諾したものとする。

### (本データベースへのリンク)

第6条 本データベースは、リンクフリーとする。ただし、リンクする場合は、本データベースのトップページの URL 又は本データベースのバナーを、本データベース名ととも

に、リンク先のウェブページに掲載すること。また、バナー画像にはいかなる変更も加えないこと。

## (データの公開方法)

第7条 本データベースの公開は WEB サイトホスティングサービス GitHub Pages を利用して行う。ただし、利用状況の変化や必要に応じて、公開方法は利用者への予告なく変更することができる。

### (更新、保守等)

第8条 開発者は、本データベースの品質を向上させるため、本データベースのデータの更 新及び管理に努めるとともに、利用者に対してシステムの改善、充実に資する意見を求 めることができる。

### (内容の変更)

第9条 開発者は、利用者に通知することなく、本データベースに掲載される情報の全部若 しくは一部の内容を変更できるものとし、これによって利用者に生じた損害について一 切の責任を負わない。

### (提供の停止等)

- 第10条 開発者は、本データベースに関するコンピュータシステムや WEB サイトホスティングサービス GitHub Pages について、次の各号のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本データベースの全部又は一部の提供を停止若しくは中断することができる。ただし、開発者は、本データベースの提供の停止又は中断により、利用者又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害についても、一切の責任を負わない。
  - 1 保守点検又は更新を行う場合
  - 2 地震、落雷、火災、停電又は天災等の不可抗力により、本データベースの提供が困難となった場合
  - 3 コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合
  - 4 GitHub Pages のサービスが終了した場合

### (利用のための申請)

- 第11条 本データベースを利用しようとするものは、申請をすることなく、誰でも利用することができる。ただし、次の各号に該当する条件での使用については、事前に開発者へ連絡の上、協議の上で対応を定めることを必要とする。
  - 1 本データベースを使用した商品の開発

- 2 本データベースのデータの再配布及び再販売
- 3 本データベースに改変(移植・改良等)を加えたデータの再配布及び再販売

### (未成年者等の利用)

第12条 利用者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかの事由 に該当する場合は、本データベースの利用について、事前に、親権者、法定代理人、後 見人、保佐人又は補助人の同意(本規約への同意を含む。)を得なければならない。

#### (利用料金)

第13条 本データベースの利用は、商用・非商用問わず無償とし、有償の必要があると認められる特別な場合には、個別に定めるものとする。本データベースの利用に必要なコンピュータ等の機器設備及びインターネットに接続するための料金等は、利用者の負担とする。

## (利用時間)

第 14 条 本データベースの利用時間は、別に定める場合のほか原則 2 4 時間とする。ただし、作業等で必要な場合には、公開を停止することがある。

### (利用による成果の公表)

- 第15条 利用者が、本データベースの紹介記事又はデータベースのデータを利用した研究 成果等を公表する場合には、記事又は研究成果に、本データベースを利用したことを明 記し、以下の各号に従わなければならない。
  - 1 論文発表や学会発表等を行う場合には、本データベースのタイトルとリンク(トップページの URL)及び本データベースに関する学術文献(今村ら, 2022-DPS-190(46) p.1-7, 2022)を引用して記載すること。
  - 2 記事又は研究成果は、開発者あてにコピーを一部送付すること。

## \*郵便送付宛先

〒866-8501 熊本県八代市平山新町 2627 熊本高等専門学校 生物化学システム工学科 生命情報学研究室(木原久美子研究室)

\*電子メールによる連絡を希望する場合には、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) が運営する、日本の研究者情報を収集・公開するサービスである reserchmap (https://researchmap.jp/) から、開発者の最新の連絡先を取得して連絡をしても良い。

### (禁止事項)

- 第16条 本データベースの利用に際し、利用者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - 1 法律、政令又は省令その他の法令に違反する目的・手段・方法により、本データベースで提供する情報を利用(他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用又は公序良俗に反する利用を含む。)する行為
  - 2 開発者又は本データベースの他の利用者または第三者に不利益、損害を与える行為 (損害を与える恐れのある行為を含む。)
  - 3 コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用又は提供する行為
  - 4 本データベースの情報を複製や転送によって第三者に提供する行為
  - 5 本データベースの情報を開発者の事前許可を得ずに再配布または2次配布する行為
  - 6 犯罪行為に関連する行為
  - 7 手段を問わず、本データベースの運営を妨害する行為
  - 8 本データベースに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
  - 9 その他、開発者が不適当と判断する行為

### (不正利用の防止等)

- 第 17 条 本データベースの利用に関し、不正又は違法行為が行われた場合、若しくは行われようとした場合は、開発者は次の各号に掲げる措置を行うことができる。
  - 1 開発者は、本データベース利用の中止など不正防止のための必要な措置を行う。
  - 2 開発者は、不正・違法行為により本データベース等に損害が生じた場合は、その行 為者に、現状回復のための処置や損害の賠償を要求することができる。

### (損害賠償)

第 18 条 利用者の規程違反等により、開発者又は開発者の所属組織に損害が発生した場合は、利用者に対し損害賠償を請求することができる。

#### (保証の否認)

第19条 開発者は、本データベースに事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、 完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、 権利侵害などを含む。)がないことを、明示的にも黙示的にも保証していない。開発者は、 本データベースの使用に起因して利用者に生じた、直接的、間接的若しくは波及効果に よるあらゆる損害又は使用利益の損失及びその他業務上の損害について、一切の責任を 負わない。

### (免責事項)

第20条 開発者は、本データベースのサービスを使用した利用者が第三者に与えた損害に

ついて、一切の責任を負わない。また、本データベースのサービス提供の遅延、中断又 は停止や、本データベースから得た迷路データそのものの利用によって、利用者又は第 三者が被った損害について、開発者は一切の責任を負わない。

# (準拠法、及び協議・管轄裁判所)

- 第 21 条 本規約は、その抵触法の原則の適用を排除して、次の各号に掲げる措置とする。
  - 1 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする
  - 2 本データベースに関して、開発者および利用者等または第三者との間で、疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図る。
  - 3 前項の協議によっても疑義、問題が解決しない場合、開発者の所属組織の所在地を 管轄とする裁判所を専属的合意管轄とする。

### (利用規程の変更)

第22条 本規程の内容は、必要に応じて、利用者への事前の予告なしに変更することができるものとする。利用者は、本データベースの利用に際し、最新の利用規程の内容を確認すること。本規約の変更後、本データベースの使用を開始した場合には、当該利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

### (雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本データベースの公開および利用に関し必要な事項は、開発者が別に定めるものとする。

## 附則

本規程は、令和04年09月01日から施行する。

(但し、令和04年09月30日一部改訂、令和04年11月14日一部改訂、令和05年 09月01日一部改訂)